



26消安第6112号
平成27年3月6日

都道府県水産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課長

ホタテガイの貝毒に関する管理措置について

今般、二枚貝等の下痢性貝毒の検査において機器分析法が導入されるとともに、これまでの下痢性貝毒に係る規制値が見直され、「麻痺性貝毒等により毒化した貝類の取扱いについて」（平成27年3月6日付け食安発0306第1号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）による規制値（以下「規制値」という。）が通知されました。この見直しに伴い、今後の二枚貝等の生産海域における貝毒の監視についても所要の見直しを行うこととし、「生産海域における貝毒の監視及び管理措置について」（平成27年3月6日付け26消安第6073号消費・安全局長通知。以下「27年貝毒通知」という。）によるものとしたところです。

二枚貝等のうちホタテガイについては、原料となるホタテガイ（以下「原料貝」という。）が採捕地以外の都道府県において加工処理される場合もあり、また、多様な形態の製品が広く流通することから、貝毒の蓄積した中腸腺の除去等の処理手法等を広く共有し、安全確保を図る必要があります。

このことから、ホタテガイについて貝毒が発生し、その可食部の毒量が規制値を超えた場合の対応については、27年貝毒通知によるほか、下記によることとしたので、貴管下関係者への周知、指導をよろしくお願いいたします。

なお、27年貝毒通知及び本通知の制定に伴い、「ホタテガイ等の貝毒安全対策について」（平成4年3月31日付け4-3613水産庁漁政部水産流通課長、水産庁振興部振興課長、水産庁研究部漁場保全課長連名通知）は平成27年3月6日をもって廃止し、「重要貝類等毒化点検調査結果の提出について」（昭和57年7月27日付け57-3697水産庁研究部漁場保全課長通知）、「規制値を超える貝毒検査結果の情報管理について」（平成5年4月9日付け5-3717水産庁増殖推進部漁場資源課長通知）、「二枚貝の貝毒安全対策について」（平成10年3月9日付け10-3021水産庁資源生産推進部漁場資源課長通知）及び「麻痺性貝毒に係る

調査への協力等について」(平成16年4月13日付け16消安第344号農林水産省消費・安全局衛生管理課長通知)は平成27年4月1日をもって廃止します。

記

1 ホタテガイの中腸腺の除去等の処理

- (1) 麻痺性貝毒は、ホタテガイでは主として中腸腺に偏在していることから、中腸腺を含むむき身で規制値を超えるものであっても、中腸腺を適切に除去すること等の処理を講じることにより、処理後の可食部が規制値以下となる場合には、処理後のホタテガイを出荷することが可能となる。出荷に当たっては、必要な検査を実施し処理後のホタテガイが規制値以下であることを確認した後に出荷する。

この処理については、当該都道府県に所在する漁業協同組合連合会又は漁業協同組合(以下「漁業協同組合連合会等」という。)が選定した処理場のうち、麻痺性貝毒を含む中腸腺の除去等の処理が適正に行われ、かつ、ホタテガイの安全を確認する体制が整っていると認められる処理場を都道府県が認定する。

- (2) 下痢性貝毒は、ホタテガイの中腸腺にほぼ偏在し、貝柱等の他の部位へほとんど移行しないことが判明しており、中腸腺を含むむき身で規制値を超えるものであっても、中腸腺を適切に除去すること等の処理を講じることにより、処理後の可食部が規制値以下となるため、処理後のホタテガイを出荷することが可能となる。この場合においても、麻痺性貝毒の場合に準じて、安全の確保には十分留意する。

この処理については、漁業協同組合連合会等が、都道府県の承認を得て、ホタテガイの中腸腺の除去が適正に行われ、かつ、ホタテガイの安全を確認する体制が整っていると認められる処理場を指定する。なお、他の都道府県で採捕されたホタテガイの中腸腺を除去する処理場を指定する場合は、ホタテガイの流通体制等に関し、ホタテガイの採捕が行われた海域が所在する都道府県と十分に連絡調整する。

- (3) 漁業協同組合連合会等は、都道府県の指導の下に、(1)及び(2)の処理場におけるホタテガイの処理に係る安全を確保するため、次に掲げる事項を内容とする「ホタテガイ処理要領」を作成し、都道府県を通じて農林水産省消費・安全局に提出するとともに、処理場にこれを遵守させる。

- ア 原料貝の規格及び性状に関する事項
- イ 処理工程及び処理条件に関する事項
- ウ 製品の検査に関する事項
- エ 都道府県漁業協同組合連合会等及び都道府県への報告に関する事項
- オ その他ホタテガイの処理に伴う安全の確保に関する事項

2 原料貝への搬送票の添付

ホタテガイの生産者は、原料貝を搬送する場合、採捕時期にかかわらず、次のアからサまでに掲げる事項を記載した搬送票を添付する。加工業者が他の加工業者に中間的製品を出荷する場合にあっては、出荷する加工業者が生産者から原料貝を購入する際に入手した搬送票の写しを添付する。

なお、搬送元及び搬送先は、搬送票を最低1年間保管する。

- ア ホタテガイの搬送票である旨（1の（1）又は（2）に基づき中腸腺の除去等の処理を行うことが必要なホタテガイにあっては、処理加工用ホタテガイ搬送票である旨）
- イ 1の（1）又は（2）に基づく中腸腺の除去等の処理を行うことが必要なホタテガイにあっては、未処理で食べられない旨（朱書とする。）
- ウ 採捕（供給）漁業協同組合名
- エ 生産海域名
- オ 採捕年月日
- カ 供給数量
- キ 1に基づく処理を行うホタテガイにあっては、可食部についての貝毒検査値
- ク 仕向製品名
- ケ 搬送先
- コ 搬送元
- サ ホタテガイ取扱責任者の氏名及び押印

（注）キの貝毒検査値は、原則として、当該ホタテガイの生産海域において直近の貝毒の監視結果における最高値を記載する。中腸腺等を貝毒検査の試料とした場合は、中腸腺等が含まれる毒量から推定し記載する。

3 証紙の発行及び製品への貼付

- （1）製品であるホタテガイの出荷者（以下「出荷者」という。）は、ホタテガイの採捕時期にかかわらず、出荷する際に、安全を確認した上、最終包装単位ごとに、次のアからオまでに掲げる事項を記載した証紙（様式例は

別添)を貼付する。なお、自主規制期間以外の生鮮のホタテガイであって処理しないで出荷されるもの又は加工業者が他の加工業者に出荷する中間的製品についても、製品として証紙を貼付する。

ア 出荷責任団体名(原料貝の安全な出荷について責任を負う都道府県漁業協同組合連合会等をいい、他の都道府県で採捕された原料貝を加工し出荷する場合にあっては、当該加工を行う加工場の所在する都道府県の漁業協同組合連合会等をいう。以下同じ。)の名称

イ 生産海域名

ウ 採捕年月日

エ 加工したものにあつては、加工(製造)年月日

オ 証紙使用者登録番号((3)の証紙管理要領に基づき証紙の発行を受けるホタテガイの出荷者に付された登録番号をいう。以下同じ。)(証紙使用者の住所、氏名が別途明記されている場合は、省略しても差し支えない。)

(2) 証紙の発行は、出荷責任団体が行う。

(3) 出荷責任団体は、都道府県の指導の下に、次のアからクまでに掲げる事項を内容とする「証紙管理要領」を作成し、これに基づいて証紙の発行及び貼付を適切に行う。また、証紙管理要領を作成し、又は変更した場合は、都道府県を通じて農林水産省消費・安全局に提出する。

ア 証紙の交付対象品に関する事項

イ 証紙の発行者及び交付手続に関する事項

ウ 証紙の様式に関する事項

エ 証紙使用者登録制度に関する事項

オ 証紙の貼付方法に関する事項

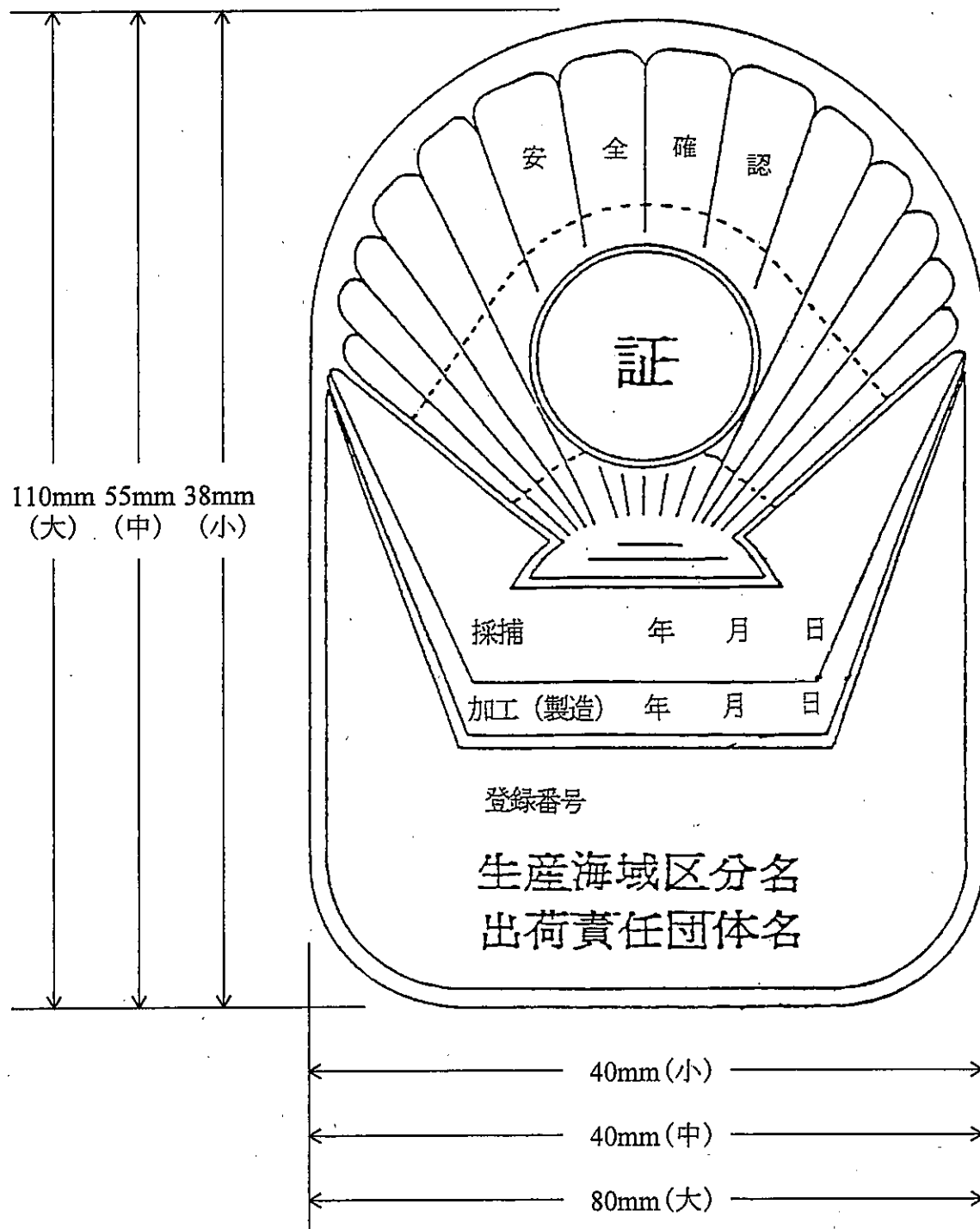
カ 証紙の管理に関する事項

キ その他証紙の使用に当たって遵守しなければならない事項

ク 証紙管理要領に違反した場合の措置に関する事項

(4) 都道府県は、出荷責任団体及び出荷者に対し、証紙の発行及び使用の実態を把握し、証紙の取扱いが適切に行われるよう、また、流通関係者に対し、証紙が貼付されているホタテガイのみ流通するよう指導する。

(別記様式例)



- 注： 1) 線枠はブルー
2) 「証」及び「安全確認は」は朱色
その他の文字はブルー